

やまなし農福連携ロゴマーク使用取扱規程

(目的)

第1条 この取扱規程は、農福連携により生産された農産物等や加工品（以下「農福連携商品」という。）をPRするため、やまなし農福連携ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する際の取り扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 ロゴマークとは、「やまなし農福連携ロゴマーク使用規定」（以下「使用規定」という。）に示すものとする。

(ロゴマークの使用に関する権利)

第3条 ロゴマークの使用に関する一切の権利は、山梨県に帰属する。

(使用目的)

第4条 ロゴマークは、農福連携商品と市販商品との差別化を図り、ブランド価値を高めるために使用するものとする。

(使用方法)

第5条 ロゴマークを使用したシールやリーフレット等を、商品や出荷容器に貼り付けるか又は出荷容器に入れて使用する。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ山梨県の許可を得てロゴマークを使用した出荷容器や資材を作成することができる。

- (1) 農福連携商品の出荷に用いる容器等を作成する場合
- (2) 農福連携商品の周知を目的としたポスター等、販売促進資材を作成する場合

(使用の範囲)

第6条 ロゴマークは、農福連携に取り組む障害福祉サービス事業所、農家等が使用できるものとする。

(使用の承認)

第7条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ山梨県知事（以下「知事」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合

(2) その他使用承認の手続きを必要としないと知事が認めた場合

2 知事は、前項の規定により承認をする場合において、条件を付することができる。

(使用の申請)

第8条 前条の承認を受けようとする者は、使用承認申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(使用の承認)

第9条 知事は前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認められるときは、ロゴマークの使用を承認し、使用承認書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 ロゴマークの使用目的又は使用方法が次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用ができない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (2) 山梨県又は農福連携商品の信用や品位を害するおそれがある場合
- (3) 第三者の誤解を招き、又は利益を害するおそれがある場合
- (4) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (5) その他、その使用が不相当と認められる場合

3 前項の場合、申請に要した費用等については、知事は一切の責任を負わない。

(使用の中止)

第10条 知事は次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消し、ロゴマークの使用者（以下「使用者」という。）に対して、その使用の中止を求めることができる。

- (1) 使用者が、本取扱規程及び使用規定に違反したとき
- (2) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき
- (3) その他ロゴマークの使用継続が不相当であると認められたとき

2 使用者は、前項の求めに従わなければならない。

(使用料)

第11条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の留意事項)

第12条 使用者は、その使用に当たり、本取扱規程及び使用規定を遵守するものとする。

(報告及び調査)

第13条 山梨県は、使用者に対して、必要に応じロゴマークの使用状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(免責事項)

第14条 山梨県は、本取扱規程により、ロゴマークの使用に伴って使用者に生じた損失又は損害について一切の責任を負わない。

(事故、苦情の対応)

第15条 使用者は、ロゴマークの使用による事故、苦情が発生したときは、自らの責任のもとに、適切な措置を講じなければならない。

2 使用者は、ロゴマークの使用による事故、苦情が発生したときは、その内容を山梨県に報告しなければならない。

3 前項に規定する事故、苦情について山梨県は、一切の責任を負わない。

(その他)

第16条 本取扱規程に定めのない事項については、山梨県が判断するものとする。

この規程は、令和2年10月27日から施行する。